

Jプロツアー 2020

加盟規程

一般社団法人 全日本実業団自転車競技連盟

第1章 総則

第1条 (目的)

この規程は、一般社団法人全日本実業団自転車競技連盟(以下「JBCF」)の運営する、Jプロツアー(以下「JPT」)2020 に関し定めるものである。

第2条 (事業年度)

JPT2020 の事業年度は、2020 年 1 月 1 日より 2020 年 12 月 31 日とする。

第2章 加盟

第3条 (チーム数)

JPT2020 の加盟チーム数は、20 を上限とする。

第4条 (加盟申出)

次に掲げるいずれかに合致し、かつ JBCF に対し JPT2020 への加盟希望の申し出をそれぞれの受付期間に行い、受理されたチームを選考対象とする。

(1) 優先候補(受付期間:2019 年 10 月 1 日～10 月 15 日)

JPT2019 シーズンの最終戦終了時の JPT チームランキング上位 15 チーム

(2) 追加候補

① JBCF2019 未登録で、かつ JPT 加盟に相応しい戦力及び運営体制を有するチーム

(受付期間:2019 年 9 月 15 日～9 月 30 日)

② JPT2019 シーズンの最終戦終了時の JPT チームランキング 16 位以下

(受付期間:2019 年 10 月 1 日～10 月 15 日)

※項目②を追加。(2019 年 8 月 22 日)

第5条 (審査)

(1) JPT 審査委員会は、加盟申出のあった優先候補、並びに追加候補チームを審査の上、加盟候補チームを JBCF に推薦する。

(2) JPT 審査委員会は、以下の項目を総合的に審査し、JBCF に推薦するものとする。

① 本規程の遵守見込み

② チーム運営法人の経営基盤、事業収益性及び経営の安定性

③ JPT2020 所属予定選手の、JBCF 大会における競技実績

④ JPT2020 所属予定選手の、JBCF 大会以外の自転車競技実績

⑤ チーム及び関係者の自転車チーム運営実績

(3) JPT 審査委員会の推薦内容を基に、JBCF が最終的に JPT2020 加盟候補チームを承認、決定する。

(4) 2019 年 11 月初旬に JBCF 事務局より、各チームへ「JPT2020」の加盟について内定通知を行う。

第6条 (JPT 審査委員会)

JPT 審査委員会は、JBCF が任命する JPT 審査委員にて構成される中立的立場の組織とする。

(1) 登録

第7条 (チーム登録)

JPT2020 加盟候補チームは、別途定める「JPT2020 チーム加盟申請書」を提出し、JBCF にて受理された時点で正式に 2020JPT 加盟チーム(以下「加盟チーム」)となる。

第8条 (選手登録)

- (1) 加盟チームは、6名以上16名以内の選手を登録することができる。
- (2) 加盟チームは、JPT 大会参加に際しチーム出走選手数の半数以上を日本国籍選手としなければならない。ただし、学校教育法第1条の定義する学校に在籍、もしくは卒業した選手は日本国籍選手数に加算する。
- (3) 加盟チームは、登録する選手本人の承諾及び他チーム所属選手については、当該所属チーム代表者の承諾を得てから申請するものとする。
- (4) 加盟チームと選手もしくは第三者との間に紛争が生じたときは、加盟チーム及び選手が、その都度、誠意をもって協議の上解決するよう努めなければならない。

第9条 (登録選手条件)

- (1) 2019JPT 最終戦終了時の JPT 個人ランキング 100 位以内のほか、「【J Pro Tour 2020】ライダーステイタス(個人資格)」に該当する選手は、加盟チームからの登録申請にて登録可能とする。
- (2) 上記以外の選手登録を希望する場合は、加盟チームまたは選手自身が別途定める申請方法により JBCF に選手登録申請を行い、JBCF は申請受理から 2 週間以内に回答する。
- (3) JPT 審査委員会は、ヒルクライム及びクリテリウムを除く標準的な JPT ロードレースでの完走力の有無を基本的な判断基準とし、当該選手の過去の競技実績、将来性、品行、JBCF への協力等を含めて審査し、JBCF が総合的に判断し決定する。

第10条 (年会費)

- (1) 加盟チームは、年会費 200 万円(税別)を、2020 年 2 月 28 日までに支払わなければならない。
- (2) 加盟チームは、年会費を支払うことにより、JPT2020 大会(以下「大会」)参加のためのチーム年会費、個人年会費、大会参加料の支払いを免れるものとする。
- (3) 支払は、JBCF の指定する口座に支払期限までに着金するよう振り込むものとする。なお、振り込みにかかる手数料はチーム側の負担とする。
- (4) JBCF は、加盟チームからの着金の確認を以って、加盟チームとして処遇するものとする。

(2) 運営

第11条 (運営組織)

加盟チームの運営は、法人格を有する組織が行うものとする。

第12条 (チーム体制)

加盟チームは、大会への参加に際し、出走選手の他にチーム代表者及び専任スタッフ 1 名以上を帯同させ、大会の円滑な運営に協力しなければならない。

第13条 (参加義務)

- (ア) 加盟チームは、JPT2020 大会総数の 70% 以上の大会に、規定を満たした状態で参加するものとする。
- (イ) ただし、以下のいずれかの大会参加のため、規程を満たしての大会参加が不可能で、かつ加盟チー

ムが欠場するJPT大会開催日の2週間前までに欠場申請をJBCFに行い、JBCFが承認した場合に限り、特例として大会参加数に加えるものとする。

- ① UCI カレンダーに掲載された国内外の大会
- ② JCF 国内ランキング対象の大会
- ③ JCF 招集による合宿、イベント等
- ④ その他、JBCF が認めた大会およびイベント

第14条 (ベストメンバー)

- (1) 加盟チームは、ベストメンバーで大会に参加するものとする。
- (2) ベストメンバーとは、各大会直前のJPT個人ランキングの加盟チーム在籍上位3選手のうち、少なくとも1名以上の選手を含む場合をいう。
- (3) JPTリーダージャージ着用選手は、着用資格保持期間中の全ての大会に出走する義務を負う。
- (4) 止むを得ず以上の履行ができないと見込まれる場合は、JBCFに事前に申告し承認を得るものとする。

第15条 (チーム広報)

加盟チームは、公式ホームページ、SNS、主催イベント等における自主的な情報発信、メディアやイベントへの出演、取材協力等を通じて、自らのチーム、選手、およびサイクルロードレース全般について積極的な広報活動を行うものとする。

第16条 (JBCF 広報)

- (1) 加盟チームおよび選手は、JBCFが自らのために行う広報・宣伝活動に、原則無償で協力する。
- (2) 大会会場での広告、宣伝、物品の販売等は、JBCFに事前申請し承諾を得るものとする。
- (3) 加盟チームは、JBCF公式ロゴ及びツアーロゴを別途定めた「ロゴ使用規程」に従い、使用することができる。

第17条 (チームスペース)

- (1) JPT2020全ての大会において、JPTチーム優先駐車スペース(以下「P駐車スペース」)を割り当てる。
- (2) P駐車スペースの位置、広さは、前年のチームランキングおよび当年のチームランキング、ツアーリーダージャージの保有、開催地関係チーム、車両の外観等からJBCFが判断する。
- (3) P駐車スペース内に1個以上のチーム名称のプリントされたテント(3m×3m相当)を展開すること。
- (4) P駐車スペースに駐車する車両は、車両のボディをチームロゴ、スポンサーロゴ等で装飾すること。

第18条 (チーム選考大会)

- (1) 2021年に開始する新リーグでのカテゴリー別加盟チームの選考材料として、チーム選考大会を実施することがある。
- (2) 当該大会の開催有無並びに詳細は、2020年7月31日までに決定する。

(3) 雑 則

第19条 (JBCF 規程の適用)

本規程に定めのない事項については、「JBCF 加盟登録規程」および「JBCF 競技運営規程」に従うものとする。

第20条 (免責)

- (1) JBCFは、本規程に関連して生じた加盟チーム、登録選手及び第三者の結果的損害、付随的損害、

逸失利益等の間接損害について、それらの予見または予見可能性の有無にかかわらず一切の責任を負わない。

(2) ただし、JBCFに故意または重過失が存する場合は本条を適用しない。

第21条（損害賠償額の制限）

本規程に関しJBCFが損害賠償責任を負う場合、加盟チームがJBCFに本規程に対して支払った総額を限度額として賠償責任を負うものとする。

(4) 附 則

第22条 (施行)

本規程は、2019年9月01日から施行する。

【参考】

以下の内容については、JPT2020の規程には記ませんが、2021年新リーグの方向性を示す参考として、
予め提示いたします。

1. チーム運営

- ・運営法人のより一層の経営健全性、安定性

2. ホームタウン

- ・加盟チームの活動する主な地域(以下「ホームタウン」)を定め、その地域に根ざした活動の推進
- ・ホームタウンの自治体及び当該地の自転車競技連盟との協調
- ・ホームタウンとする地域名称をチーム名に加えることを推奨
- ・ホームタウンでのレースの開催

3. 選手契約

- ・有償プロ契約選手保有の推進
- ・確実な報酬支払

4. 選手育成

- ・下部育成チームの保有と活動の推進
- ・所属若年選手の育成強化

5. 機材制限

- ・チーム使用バイク等の機材、ウェア、ヘルメット等の統一化

6. ペナルティ制度

- ・規則遵守(ペナルティ制度)強化

例 1回目＝注意、2回目＝警告、3回目＝ペナルティ(次戦の出走不可)

以上